

裁判手続のIT化に関する論点

1. 民事裁判手続のIT化(全面IT化の実現)

(1) 現行法の下でのIT化

- ウェブ会議等を活用した争点整理の運用(フェーズ1)
- フェーズ3の先行実施:民訴法132条の10に基づく準備書面等のオンライン提出の運用(フェーズ3の先行実施)

(2) 民事訴訟法の見直し(フェーズ2及びフェーズ3)

- 訴状等のオンライン提出
- 訴訟記録の電子化
- ウェブ会議等を活用した口頭弁論
- 手数料の電子納付
- 特別な訴訟手続の創設 等

(3) ITを用いた新たな運用・制度の導入(フェーズ1～3)

- システム構築等の環境整備
- 導入に向けたスケジュール

2. IT化の将来的な方向性

(1) 民事訴訟法に関連する手続

- 民事非訟手続(保全・執行・倒産)
- 人事・家事手続

(2) 将来的なAIによる支援ツールの活用

- 将来的なAIによる専門家等の支援ツールの活用のニーズと可能性
- AIによるデータ分析の正確性向上につながる民事判決情報の提供